

# マイナンバーカードの作成を支援します



マイナンバーカードは、マイナンバー(個人番号)を証明するだけでなく、各種行政手続きのオンライン申請や本人確認の際の公的な身分証明書などで利用できる便利なカードです。  
申請・受け取りを補助するさまざまなサービスについてご紹介します。

## 申し込む 出張申請サポートを開始します

マイナンバーカードの交付申請を希望する市内事業所や地域の団体に市職員が出向き、無料で写真を撮影して申請を受け付けるサポートを開始します。  
利用には事前に申込が必要です。申込には条件がありますので、詳しくはお問合せください。  
【日】火～金曜日 10:00～16:00  
【対】市内の事業所・団体であること  
申請予定者がおおむね10人以上  
申込事業所・団体が会場や机、椅子などの備品類を用意できること  
申請者 次のすべてに当てはまる人  
・尾道市に住民票がある  
・マイナンバーカードを持っていない  
・申請時に本人が会場に来ることができる  
※15歳未満・成年被後見人は法定代理人も同席。  
・申請後2カ月以内に転出する予定がない

【持】個人番号カード交付申請書(お持ちの人のみ)  
・通知カード(紛失している場合は紛失届を提出)  
・住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)  
・本人確認書類:次のうち2点  
A 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など  
※官公署発行の顔写真付きのもの。  
B 各種健康保険証、年金証書、介護保険証、母子健康手帳、子ども医療受給者証、社員証、学生証など  
※通知カードを紛失し、Bから2点を用意する場合は、マイナンバーカードの郵送ができないため、後日送付する照会回答書(はがき)等を持って、市役所本庁・各支所での受け取りとなります。  
※申請からマイナンバーカードの受取までは1カ月以上かかります。  
【問】市民課(☎0848-38-9166)

## マイナンバーカード申請ができる郵便局が5局増えました

市内15局の郵便局の窓口で写真を撮影し、インターネットからのマイナンバーカード申請をお手伝いできるようになりました。また、本庁市民課、各支所(百島・浦崎を除く)でも引き続き申請のお手伝いをします。  
※撮影した写真の印刷やデータのお渡しはできません。  
※申請からマイナンバーカードの受取までは1カ月以上かかります。  
申請できる郵便局 尾道古浜・尾道しまなみ・高須・浦崎・美ノ郷・原田・立花・向島西・若子島・中庄・重井・因島大浜・御寺・名荷・上川辺の各郵便局  
受付時間 9:00～16:00(平日)

【対】次のすべてに該当する人  
・尾道市に住民票がある  
・マイナンバーカードを持っていない  
・申請時に本人が窓口(郵便局)に来ることができる  
・申請後2カ月以内に転出する予定がない  
【持】マイナンバーカード交付申請書  
・本人確認書類(運転免許証・保険証など)  
受け取り場所 本庁市民課、各支所(浦崎・百島は当日受取ができません。)  
【問】マイナンバーカード交付申請書・受取に関すること 市民課(☎0848-38-9166)  
その他マイナンバーに関すること 情報システム課(☎0848-38-9308)

## 受け取る 日曜にも受け取れます マイナンバーカード



【対】マイナンバーカード(個人番号カード)の交付案内が届いた人  
【日】8月29日(日)、9月12日(日) 8:30～12:00  
次は9月26日(日)です。  
【場】本庁市民課のみ  
※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の4日前までに交付場所変更の連絡を

してください。  
【持】マイナンバーカード交付通知書兼照会書(交付案内に同封)  
・本人確認書類(交付案内参照)  
・通知カード(回収します)  
・住民基本台帳カード(回収します・お持ちの人のみ)  
【問】市民課(☎0848-38-9166)

# くらしの窓

市からのお知らせ

## 現況届・所得状況等の手続きをお忘れなく

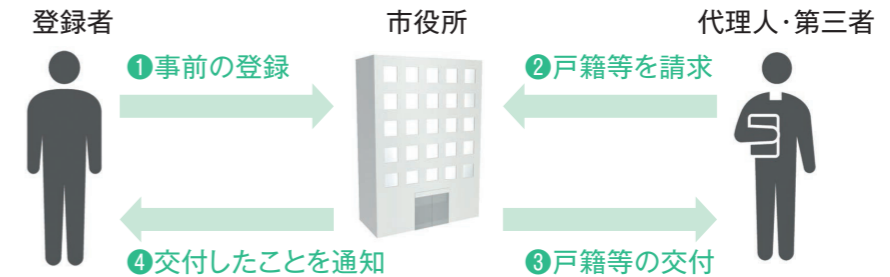
対象者には提出書類を送付していますので、必ず提出してください。  
次の要件に該当し、手当を受給していない人はお問い合わせください。※所得制限あり。

名称	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	
			障害児福祉手当(20歳未満)	特別障害者手当(20歳以上)
対象・支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象児童の父母が離婚(事実婚解消を含む)</li> <li>父か母が死亡、生死不明</li> <li>父か母に重度の障害がある</li> <li>父か母が1年以上拘禁されている</li> <li>父か母から1年以上遺棄されている</li> <li>父か母が保護命令を受けた</li> <li>婚姻によらず生まれた</li> </ul> ※児童とは18歳年度末までの子。中度以上の障害の場合は20歳未満の子。	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的または精神障害のため日常生活で著しい制限を受ける状態(療育手帳で概ね①、A、②)</li> <li>身体に中度以上の障害が長期の安静を必要とする状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅で身体、知的または精神障害のため日常生活で常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態</li> </ul>	
提出期限	8月31日(火)	9月10日(金) ※郵送での手続きも可。	※障害の状態により該当にならない場合があります。※施設に入所している人は対象外。	
提出先	子育て支援課各支所(浦崎・百島支所を除く)の窓口(本人が持参)	社会福祉課各支所(御調地区は御調保健福祉センター/百島・浦崎を除く)		
問い合わせ先	子育て支援課(☎0848-38-9205)	社会福祉課(☎0848-38-9124、38-9125)		

## 「事前登録型本人通知制度」を利用しませんか

この制度は、住民票や戸籍の不正請求の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合、その事実を登録した本人に通知する制度です。

### 【通知の流れ】



登録受付場所 市民課、各支所  
【対】尾道市の住民基本台帳に記録されている人、戸籍に記載されている人(過去に記録・記載されていた人も含む)  
通知する内容 交付年月日、交付した証明書の種別など  
※交付請求者の住所・名前などを通知することはできません。  
【持】事前登録申請書、窓口に来る人の本人確認書類(代理人が手続きする場合は委任状などが必要)  
※詳しくは、お問い合わせください。  
【問】市民課(☎0848-38-9150)

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。  
【日】日時期間  
【場】場所  
【問】お問い合わせ先  
【対】対象内容  
【持】持ち物  
【電】電話  
【フ】FAX  
【電子】電子メール  
【縮】縮小  
【切】切り取り